

主な改定内容（2019年4月）

「子の看護休暇」、「介護休暇」について、これまでは取得単位が「半日」でしたが、2019年4月より「15分単位」に改正します。

- 子の看護休暇〔教職員勤務規則第52条（6）、パートタイマー就業規則第10条〕
小学校就学の始期に達するまでの病気やけがをした子の看護又は子に予防接種・健康診断を受けさせる場合、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日。
- 介護休暇〔教職員勤務規則第52条（7）、パートタイマー就業規則第10条〕
要介護状態にある対象の家族の介護、その他の世話を行なう場合、対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日。

改定前

半日単位



改定後

15分単位